

建築士法第23条の6の規定による設計等の業務に関する報告書

（第一面）

建築士法第23条の6の規定により、設計等の業務に関する報告書を提出します。この報告書の記載事項は事実と相違ありません。

兵 庫 県 知 事 殿

令和 年 月 日

（ ）建築士事務所（ ）知事登録 第 号

所在地

電 話

建築士事務所の名称

開設者の氏名

事業年度 年 月 日～ 年 月 日

〔記入注意〕 建築士事務所の開設者が法人である場合には、法人の代表者の氏名も併せて記載すること。

控えの必要のない方は1部、控えの必要な方は正副2部を持参又は郵送してください。

※ 副本を返送希望の場合返信用封筒を同封してください。

